

「所得税」「市県民税」の申告は正しくお早めに!



一 税務署等出張相談の日程一

会場	開催日	時間	担当
八鹿文化会館 展示室 (2階)	2月17日(水) ～ 3月12日(金)	10時～ 16時	和田山税務署、 養父市役所
	3月2日(火)	10時～ 16時	近畿税理士会和田 山支部、 (社)和田山納税協会

※いずれの相談時間も、12時～13時は除きます。
 ※和田山税務署は、土・日・祝日は閉庁しています。
 ※税務署等出張相談は、八鹿会場のみ相談となります。
 ※e-Taxで提出可能なパソコンを設置しておりますので、是非ご利用ください。

★申告相談の期間

2月16日(火)～3月15日(月)
 午前9時～午後4時30分受付
 ※土・日曜日は除きます。

★申告相談の会場

- ・八鹿文化会館2階展示室
- ・養父公民館農業技術研修室
- ・大屋公民館研修室
- ・エイドホール農林研修室

★確定申告をしなければならぬ方

- ▼自営業を営んでいる方(小売業や製造業、保険外交員、サービス業、農業など)
- ▼給与を1カ所から受けている方で、給与の他に地代や

2月16日から3月15日までは、所得税の確定申告および市県民税の申告相談期間です。
 確定申告をしなければならない方や還付を受けることができず、年末調整を受けられなかった方などは、申告相談もお受けいただけますのでお早めに申告書を提出してください。

★確定申告をすることで所得税が還付される方

- ▼年の中途で退職し、年末調整が受けられなかった方
- ▼サラリーマンで医療費控除や寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられる方

★期限内に申告しましょう

期限内に申告や納税をしなければならず、間違った申告をすれば、後で不足の税金を納めるだけでなく無申告加算税等を納めなければならない場合があります。
 できるだけ早く正確に申告してください。
 また、市県民税申告書の提出は、「申告書の手引き」をよく読んで、3月15日までに提出しましょう。

★申告相談に必要なものは

- ①市県民税申告書・所得税確定申告書（税務署からの案内があった方）
 - ②印鑑
 - ③給与・年金収入のある方は、源泉徴収票、給与支払者の証明書
 - ④営業・農業・不動産所得のある方は、収入や経費を項目ごとに集計してお越しください。
 - ⑤生命保険、地震保険、社会保険料などの控除を受けられる方は、その控除証明書
 - ⑥医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書・領収書・保険などで補てんされた金額の明細書（医療費の明細書は事前に作成してください。医療を受けた方ごと、病院ごとにまとめてください）
- ※各種用紙などは、市役所税務課、各地域局市民グループにあります。できるだけ事前に準備をお願いします。

★自己申告にご協力ください

税務署では、納税者の方が確定申告書、決算書、譲渡所得の内容などを自分で作成していただき、分からない点について職員が会場で助言を行う「自書申告」を推進しています。

この自書申告は、すべての納税者の皆さんが、それぞれの責任において適正な申告と納税を行うという申告制度の趣旨にのっとったものです。つきましては、ご自分で確定申告書などを作成していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

なお、税務署の申告会場では、自分でパソコンを使って申告書を作成していただくこととなります。

★申告書を郵送で提出する際はご注意ください

申告書は郵送で提出ができませんが、その場合、郵便物または信書便物の通信日付印によって表示された日が提出日となります。

なお、宅配便、旧小包郵便（ゆうパック、エクスパック500など）は郵便法等に抵触するため、郵便または信書便で提出していただくこととなります。

★住民税の住宅借入金等特別控除について

制度改正により、住民税の住宅ローン控除が創設されていますが、これとは別に、平成21年から25年までの間に入居し、平成21年分以降の所得税で住宅ローン控除を受ける方についても住民税の住宅ローン控除の適用の対象となりました。

これまで、控除を受けるために住民税の住宅借入金等特別税額控除申請書の提出が必要でしたが、平成22年度からは、年末調整や確定申告をされた方は原則として、住民税の住宅借入金等特別税額控除申請書の提出が不要となります。

お問い合わせ

市役所税務課

(☎) 662-3164

ネットでラクラク！

「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへ簡単申告！！

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用いただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、簡単な操作で自宅から電子申告できます。

①国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

②最高5,000円の税額控除

本人の電子署名および電子証明書を付して申告期限内に所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます（平成19・20年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は、平成21年分では本控除を受けられません）。

※e-Taxを利用する場合は、開始届出書の提出、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入など、事前手続きが必要です。

③添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力して送信することにより、提出または、提示を省略できます（ただし、申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります）。

④還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮）。